令和2年5月18日 きりはら遊こども園 園長 川口 眞示

2号・3号認定 家庭保育協力要請の解除についてお知らせ

当園では滋賀県知事からの休業要請を踏まえて、公立幼稚園及び認定こども園短時部を5月31日(日)まで休園することとしていましたが、5月14日(木)に本県における緊急事態宣言が解除され5月15日(金)に滋賀県知事が休業要請の解除をされました。

このことを受けて、当園では1号認定(短時部)の再開を行いますが、長期にわたり家庭で過ごしていた子どもたちが集団生活を始めるにあたり、心身への負担に配慮するため、5月25日(月)より段階的な再開を行っていくことにします。

そこで、きりはら遊こども園2号・3号認定のお子さんにつきましても同様に、 集団保育を保障するため、家庭保育の協力要請措置を5月25日(月)より解除 します。

<u>なお、今後の県や市の感染状況により、急遽変更せざるを得ない場合がありま</u>すことをご承知おきください。

- ※家庭保育協力についての保育料(3号認定)並びに給食費(2号認定)の減額につきましては、5月25日(月)解除となりますので、5月25日(月)以降は、通常通り家庭保育のご協力があったとしましても徴収致します。
- ※上記の事を含め家庭保育のご協力が可能な場合は、お知らせ頂きます様お願い致します。

感染拡大予防について

- ・毎朝、自宅で検温と、風邪症状の有無の確認を行ってください。各自の平 熱より高めの体温が測定されたときや、風邪症状がある場合は、自宅で休 養してください。
- ・手洗いや咳エチケット、うがいについては園でも指導をしますが、<u>ご家庭でも習慣となるようにお願いします。</u>